八街市国民健康保険運営協議会会議録

１．日時　令和８年８月２０日（木）　午後１時３０分～

２．場所　八街市役所　総合保健福祉センター３階　大会議室

３．議題

１）令和７年度　八街市国民健康保険特別会計決算について

２）令和９年度　八街市国民健康保険税率の見直しについて

３）令和９年度　課税限度額の見直しについて

その他

１）八街市データヘルス計画中間評価のスケジュールについて

４．会議資料

資料１　令和７年度　八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算資料

資料２－１　令和９年度　八街市国民健康保険税率の見直しについて

資料２－２（参考資料）　令和７年度第２回八街市国民健康保険運営協議会
八街市国民健康保険税率改定方針の策定について（改定方針の概要）

資料３　令和９年度　課税限度額の見直しについて

参考資料　データヘルス計画より一部抜粋

参考資料　中間評価　様式

データヘルス計画における評価指標のデータセット（基本評価指標）

５．出席者　１２名

被保険者代表

深澤　一也、小菅　知世子

保険医及び薬剤師代表

吉永　正承、塩野谷　暢利、丸本　暢雄、須藤　勉

公益代表

中村　猛、伊藤　しづ江、石毛　勝、萬来　謙一、杉本　淳子

被用者保険等保険者代表

全国健康保険協会千葉支部　堀籠　裕樹

欠席者　４名

井坂　義樹、加藤　康一、井口　美智子、松本　直之

６．事務局

中澤市民部長、飯田国保年金課長、石毛副主幹、髙山副主幹、糸久主査補

（会議録作成者：副主幹　髙山　恵）

７．会議の経過

司会（髙山）

定刻となりましたので、今年度１回目となる国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日、司会を務めさせていただきます、国保年金課の髙山と申します。

会議に先立ちまして、職員の自己紹介をさせていただきます。

市民部長（ 中澤） → 国保年金課長（ 飯田） → 石毛 → 髙山 → 糸久

以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず机上にご用意しました、運営協議会「次第」、参考資料と書いてある「データヘルス計画より一部抜粋」と「中間評価 様式」、それからＡ３の用紙２枚の「データヘルス計画における評価指標のデータセット」。配付資料として、令和８年度 八街市国民健康保険事業計画。こちらの事業計画につきましては配付のみとなりますので、お目通しいただければと思います。

次に事前に郵送させて頂きました、資料１「令和７年度 八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算資料」と、資料２－１「令和９年度 八街市国民健康保険税率の見直しについて」、資料２－２（参考資料）として、令和７年度 第２回運営協議会でご審議いただいた税率改定方針の概要、資料３の「課税限度額の見直しについて」です。

資料をお忘れの方がいらっしゃいましたら予備がありますのでお申し出ください。

会議に入る前に、欠席の届出が、井坂委員、松本委員、加藤委員 よりありましたので、ご報告いたします。

なお、井口委員におきましては、お見えになっておりませんが、会議に移りたいと思います。

本日の出席委員は、１２名で、定足数に達しておりますので、会議次第にそって、八街市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

始めに 会長あいさつ、石毛会長お願いいたします。

石毛会長

ご苦労様でございます。本日第１回目の運営協議会となりますが、お手元の次第にもありますが、議題は３件、その他１件ということで、皆さまのご意見を頂戴したいと思います。

なお、先般の大雨、豪雨につきまして、我々社会福祉協議会、いろいろと各市に出向いて応援をしております。近隣では佐倉市、白井市、大網白里市、八千代市。今週から職員が何名かずつ、それぞれの地区に行って、基本的に事務の手伝いになりますけれども、本来の社協の事務で、それぞれの市でもいっぱいいっぱいのところで、ボランティアの受入れですとか、そういったところでお手伝いをさせていただきます。もし、八街で何かあった時に近隣から応援していただけるような体制を、県社協共々作っております。

いつなんどき災害が起きるかわからない･･･ たまたま八街は大きな川が無いというこ

とで、若干道路の冠水で車が立ち往生したとかありますけども、さほどの大きな被害、人的な被害は少なかったと市からの発表がございました。

どうぞ皆さま方も、まず自分の状況を確認したうえで、なるべく病気・けがをしなければ国保の支出も少なくなるということでございますので、どうぞお気をつけいただきたいと思います。

それではどうぞよろしくお願いいたします。

司会（髙山）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、会議に入ります。八街市国民健康保険条例施行規則第６条により、会議の議長は会長が行うこととなっておりますので、石毛会長、議事進行をお願いいたします。

石毛会長

はい。ということでございますので、議題等の審議についての進行をさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

議題１、令和７年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について　を議題とさせていただきます。事務局からの説明をお願いいたします。

飯田国保年金課長

それでは議題１、令和７年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について　説明をさせていただきます。

はじめに、国民健康保険の概況について、簡単に説明させていただきます。

資料１の７ページをご覧ください。令和８年３月末時点における国民健康保険加入世帯数は、１０，７３７世帯で、市の総世帯数３３，８６７世帯に対する加入率は３１．７％となっております。また､加入被保険者数は､１５，９６３人で、市の総人口６６，１７５人に対する加入率は２４．１％となっております。国民健康保険への加入世帯、加入者数は年々減少しております。

この減少要因としましては、そもそも人口が減少していることもございますが､「平成２８年１０月から社会保険への適用が拡大されたことにより、社会保険に移ることが容易になったことや雇用の延長で社会保険を継続する方が増えたこと」､「７５歳を迎えられた方が後期高齢者医療制度へ移行すること」、とくに「団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行した近年は特に減少が顕著であり、今後もこの傾向が続くものと考えております。

次のページ、７-(１)ページをご覧ください。国保被保険者を年齢段階別に整理した表であり、６５歳以上の被保険者が６，１７３人で、全体の３８．７％を構成しております。

次のページ、８ページをご覧ください。被保険者の「保険給付の状況」ですが、表の一番下に記載しております「被保険者数の年度平均」は、令和７年度は１万６千５３３人で年々減少をしておりますが、一方、２段上の「療養諸費合計」欄の令和７年度決算額は６３億８千４０９万６千２４４円で、減少傾向で推移し、その下に記載しております「被保険者一人当たり療養諸費費用額」は、３８万６千１４３円で横ばい傾向で推移しており、

統計上、高齢になるほど１人当たりの医療費が高くなることから、国保運営上の大きな課題と捉えております。

それでは戻りまして、資料の１ページをご覧ください。令和７年度 八街市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算についてですが、歳入決算額は、７９億８千７７８万４千４８８円で、前年度と比較し、３億７６９万２千５１円、３．７１％の減となっております。

対しまして、歳出決算額は、７８億７千４５５万１千７６円で、前年度と比較し、３億９３２万５千６６４円、３．７８％の減となっております。

歳入歳出差引残額、１億１千３２３万３千４１２円につきましては、八街市国民健康保険特別会計 財政調整基金に３千３９７万円を繰り入れ、残りの７千９２６万３千４１２円を翌年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、２ページをご覧ください。初めに歳入ですが、１款　国民健康保険税は、予算現額　１５億７千２０１万７千円に対し、調定額は　２３億４千９２万３千２２０円、収入済額は　１６億６千４３６万６千２６８円となり、収納率は現年課税分が９０．３３％（前年 89.11 ％）、滞納繰越分が２８．１８％（前年 19.94 ％）でございます。

なお、保険税の賦課状況及び収納状況の詳細は１０ページ・１１ページに、また不納欠損の状況は１２ページに記載のとおりで、令和７年度決算における不納欠損は１，２５２件で、７千７万４千６１７円でございます。

次に、２款　県支出金は、予算現額　６１億２千７８３万円に対し、調定額、収入済額ともに、５５億８千５８５万３１６円で、療養給付費等の財源として交付される、保険給付費等交付金５４億６千８１万６千３１６円が主なものでございます。

３款　財産収入は、予算額　７９万９千円に対し、調定額・収入済額ともに７９万８千９０４円で、財政調整基金運用収入でございます。

４款　繰入金は、予算現額　６億１千５１５万６千円に対し、調定額・収入済額ともに５億９千９６７万３千９０円で、繰り出し基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。

５款　繰越金は、予算現額　７千８１２万９千円に対し、調定額・収入済額ともに７千８１２万９千７９９円で、前年度からの繰越金でございます。

６款　諸収入は、予算現額　４千３８３万１千円に対し、調定額・収入済額ともに、４千７５６万３千１１１円で、保険税等の延滞金、第三者行為による医療費納付金、不当利得等による医療費返還金が主なものでございます。

７款　国庫支出金は、予算現額　１千１４０万４千円に対し、調定額・収入済額ともに、１千１４０万３千円で、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

資料の３ページをご覧ください。１款　総務費は、予算現額　５千３６７万５千円に対し、支出済額は、３千８２０万７千８５１円で、国民健康保険事業の運営に関する管理費、保険税の賦課徴収に関する経費、国民健康保険運営協議会に関する経費、国民健康保険制度の趣旨普及に関する経費でございます。

２款　保険給付費は、予算現額　６０億２千１１７万３千円に対し、支出済額は５４億９千７２６万４千２５３円で、被保険者への療養給付費や療養費、千葉県国民健康保険団体連合会へ委託した診療報酬明細書の審査支払手数料、医療費等の自己負担額が高額にな

った場合に負担軽減を図る高額療養費及び高額介護合算療養費、被保険者の出産時に支給する出産育児一時金､被保険者が死亡した際に給する葬祭費等に関する経費でございます。

３款　国民健康保険費納付金は、予算現額　２２億５千１５６万９千円に対し、支出済額は、２２億５千１５６万８千２７円で、国民健康保険の広域化に伴い、千葉県に支払う納付金でございます。

５款　保健事業費は、予算現額　８千８１５万４千円に対し、支出済額は　６千３４９万５千９７円で、特定健康診査及び保健指導に要した費用と、人間ドックの助成金が主なものでございます。

６款　基金積立金は、予算現額　７９万９千円に対し、支出済額は　７９万８千９０４円で、国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

８款　諸支出金は、予算現額　２千６５８万６千円に対し、支出済額は、２千３２１万６千９４４円で、１項　償還金及び還付加算金１千５３６万５千６３４円は、保険税の過誤納還付金、及び国庫支出金等の返還金でございます。

なお、４款　共同事業拠出金、７款　公債費、９款　予備費は、いずれも支出はございませんでした。

以上で、国民健康保険特別会計における「令和７年度歳入歳出決算」についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

石毛会長

ありがとうございました。ただいま事務局から７年度の決算について説明をいただきました。何か確認をしたい、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議題１　令和７年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〈委員挙手〉

ありがとうございます。それでは、令和７年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については承認することで決定いたします。

続きまして議題２としまして、令和９年度　八街市国民健康保険税率の見直しについてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

飯田国保年金課長

議題２　令和９年度　八街市国民健康保険税率の見直しについて　を説明いたします。

資料２-１、１ページをご覧ください。また、参考までに資料２－２（参考資料)、改定方針の概要をお配りさせていただきましたので、ページとしては３ページと４ページを併せて確認いただきたいと存じます。

本市の国民健康保険税率については、令和７年１２月２５日開催の本協議会においてご審議いただき、策定した「八街市国民健康保険税率改定方針」により、

○令和９年度から１１年度までの間は２年に１回、計２回の税率改定をすること（９年度と１１年度）

○１回目（９年度）の改定率は、現行の税率と、千葉県が示す標準税率との差を２で除した率に設定し、２回目は標準税率を採用すること

○子ども・子育て支援金等は必要に応じて改正すること

としております。

次に、子ども・子育て支援金につきましても、同会議においてご審議いただき、

○令和８年度から「子ども・子育て支援金制度」を導入し実施すること

○支援率は、実務上、国が一律の率を示し、県が納付金額及び標準税率を示すため、本市では、県が示す標準税率を採用すること

○令和８年度の標準税率及び納付金額は、仮係数で算定された結果を採用すること

○本係数で示された納付金額と仮係数との差が生じ、予算不足が生じる場合は、財政調整基金で対応すること　としております。

以上から、令和９年度は、子ども・子育て支援金を含めた保険税率を改定する年であり、ご審議をお願いするものです。

それでは、令和９年度の八街市国民健康保険税率について、説明させていただきます。

１ページの２、でございますが、

令和９年度の保険税率は、

○先ほどの税率の改定方針、及び、子ども・子育て支援金制度の実施の決定より、第１回目の国民健康保険税率を改定します。

○税率改定に係る条例改正案と予算案を、令和９年第１回八街市議会定例会（２月１２日開会予定）に上程する必要があることから、

・子ども・子育て支援金を除く９年度の税率は、１１月頃に千葉県が仮係数で算定する９年度の標準税率と、８年度の税率との差を２で除した値を、８年度の保険税率に加えた率を採用し、

・端数整理として、所得割にあっては少数点３位以下を、均等割、平等割にあっては１００円未満を切り上げ、

・子ども・子育て支援金の９年度の税率は、千葉県が示す仮算定値による標準税率を採用し、

※２ページ（訂正：イをウに訂正願います）

・端数整理として、子ども・子育て支援金の所得割は少数点３位以下を、均等割は１００円未満、１８歳以上均等割は１０円未満を切り上げる、こととします。また、

○税率改定後、本係数による算定値と納付金額に差額が生じ、予算が不足する場合は、財政調整基金で対応することとし、

○今回の答申を受けて、令和９年度の保険税率を定める場合は、条例改正を市議会に上程する前に、本運営協議会に税率等について報告すること、

としたいと考えております。

また、令和９年度の標準保険税率は現段階では示されておりませんが、最新である８年

度の標準税率を用い、改定方針等に基づく改定を実施した場合の状況について、「３　改定の概要」に掲載しております。

（１）の表は、８年度の本市の保険税率が「現行の税率」の欄、千葉県の標準税率を右側の「R8.標準税率」の欄の値であり、それぞれの税率の差を２で除して、現行の税率に加えた値が、間の「改正後税率」の欄になります。

例えば、基礎課税分（医療分）の所得割は、現行の税率が７．５％、R8.標準税率が８．４％ですので、この差は０．９、これを２で除すと０．４５で、この値を現行の７．５％に加えると７．９５％となり、これが令和９年度の税率となります。

これを、後期高齢者支援金分、介護納付金分も同様に算定します。

次に、（２）の表では、子ども・子育て支援金の改正のイメージを掲載しました。「現行の税率」の欄と「R8.標準税率」の欄は（１）の表と同様ですが、子ども・子育て支援金は、標準税率をそのまま採用することとしておりますので、「改正後税率」の欄は「R8.標準税率」と同じ値を採用することとします。

なお、９年度の改定では、（１）（２）の表の「R8.標準税率」の値を、１１月頃に県が示す仮係数による標準税率に置き換えて、同様に算定します。

次に、３ページをご覧ください。

「４　モデルケース」は、「２　改正の概要」で算定した保険税率による影響を、所得や世帯により比較した表となります。

①は、代表的な４人世帯（４０代の夫婦と未就学児を除いた１８歳未満のこども２人）における、０円から３００万円までの世帯所得ごとに保険税額を算定した表です。

上から３段目の世帯合計所得２００万円の世帯をご覧ください。

基礎課税分など、それぞれについて、８年度の部分は現行の税率を、９年度の部分は改正後の税率で算定した税額です。また、右から２番目の欄に合計した年税額を記載しております。同世帯の場合、現行の税率では年税額３３万７００円に対し、改正後の年税額は３６万６千８００円であり、年間３万６千１００円が増額されることになります。

また、②、③、④の表は、代表的な世帯所得２００万円の場合の、１人から３人までの世帯ごとに保険税額を算定した表となりますので、①で説明した世帯所得２００万円の４人世帯とあわせて比較していただきたいと存じます。

なお、今後の保険税率の見込みですが、高齢化の進展や被保険者数の減少、医療費の増大、医療費水準の統一などから、保険税率はしばらく上昇するものと考えられております。

以上で、議題２　八街市国民健康保険税率の見直しについて　の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石毛会長

ただいまの説明についてご不明点、質問等ありましたら挙手をお願いします。

〈挙手なし〉

私からよろしいですか。説明があったように９年度に差の半分を上げて、１１年度は県が示したものに変えるという事なのか。

飯田国保年金課長

１１年度まで２回に分けて、段階的に上げていくという考えをしております。９年度は上げ幅の半分を上乗せして、１１年度は標準税率、示されたものをそのまま採用するというふうに考えております。

石毛会長

因みに、各市町村でそういう設定をして良い事になっているのか。

飯田国保年金課長

今回、税率を見直すということについて説明が少なかったかもしれませんが、制度自体として今後、千葉県内の市町村で統一化を図っていくという事で、千葉県の標準保険税率にしているという所もございます。例えば、酒々井町さんはすでに標準保険税率に合わせておりまして、佐倉市さんは１１年度までに段階的に毎年少しずつ上げていくという変え方をしております。そういう中で、八街市は来年度からという事になるんですが、先ほどお話が出ていた財政調整基金がまだあるので、財源が不足した場合はそちらを使いながら少しずつ保険税を上げていって、なるべく被保険者の負担を軽くする対応をしながら最終的には標準保険税率に合わせるというふうに考えております。

石毛会長

しつこいようですけど、県は１１年度の標準保険税率を示しているわけなんですよね。八街の場合は現状との半分を９年度に上げると。ということは、県が示している税額より少なくなりますよね。その負担は市が、今言ったように財調でと。

飯田国保年金課長

そうですね。皆さまが納めていただいた保険税についてはそのまま県に納める事になるわけですけれども、若干不足するものと思われます。その分は財政調整基金を使いながら負担の緩和をするというふうに考えています。

石毛会長

税を納めていただいている分、先ほどの決算、現年分で９０％ちょっと。つまりは残ったまま滞納されているという事ですよね、現年分を。今度、若干税率が上がりますよね。それでも滞納する人は滞納するだろうから。滞納者っていうのはどうなるんですかね。滞納者はあくまでも市が課税した分だけのもので、県との差額っていうのは滞納者については全く考えないのか。

飯田国保年金課長

基本的に、納付金の金額を出す段階で収納率等を反映した計算になっております。それに対して八街市が集められなかったとしても、いくらを納めなければならないという事自体は変わらないという形になりますので。ですので、標準保険税率に合わせていかないと多分間に合わないと。その中で、収納率を１００％に近づけていかないといけませんし、一応、加味された中の納付金にはなっているという事になります。

石毛会長

県が示して、それに対して行政側で対応するという事になるわけでございます。段階的に上がるという事で、被保険者には少しずつダメージが増えていくという形になろうかと思います。どうでしょう。特にご意見ございませんでしょうか。

他に質問等ないようなので、お諮りいたします。議題２について、事務局の説明のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈挙手全員〉

挙手全員のため、議題２については承認といたします。

続きまして議題３に移ります。事務局からの説明をお願いいたします。

飯田国保年金課長

それでは、議題３、課税限度額の引き上げにつきましてご説明いたします。資料３をご覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和８年３月３１日に公布され、令和８年４月１日から医療分（基礎分）の課税限度額が６６万円から６７万円に引き上げられました。

本市におきましては、課税限度額の引き上げについては、納税者の負担増に配慮するため、１年間据え置いて施行してきたところでございますので、令和９年４月１日からの引き上げとして、条例改正を行いたいと考えております。

なお、課税限度額の引き上げに伴う調定額と超過世帯数の影響につきましては、２ページの一番上の表、医療保険分の差引欄をご覧ください。

調定額につきましては、１５５万９００円の増額を見込んでおり、限度額超過世帯数は１５８世帯から１５２世帯へ、６世帯の減を見込んでおります。

また、３ページには課税限度額の推移を掲載してございます。

以上で、議題３　課税限度額の引上げについての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石毛会長

ただいまの説明に質問等ありましたら挙手をお願いします。

ご質問等ないようなので、お諮りいたします。議題３について、事務局の説明のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈委員挙手〉

ありがとうございます。それでは、議題３については承認といたします。

以上で３件の議題について審議終了となります。慎重審議をしていただきありがとうございました。

それでは事務局へお返しします。

司会（髙山）

石毛会長、ありがとうございました。

続きまして、４）その他ですが、八街市データヘルス計画中間評価のスケジュールについて、飯田課長よりご説明いたします。

飯田国保年金課長

それでは、４．その他としまして、「第３期データヘルス計画」及び「第４期特定健康診査等実施計画」の中間評価の実施についてご説明させていただきます。

本日、委員の皆様には、令和６年３月に策定しました「第３期データヘルス計画（第４期特定健康診査等実施計画）」の一部抜粋した資料と、今後、国保年金課にて作成する中間評価の基本様式をお配りしております。

「第３期データヘルス計画（第４期特定健康診査等実施計画）」につきまして、計画期間が「令和６年度から令和１１年度まで」の６年間となっており、今年度末で計画期間の半分である３年間が経過します。

保険者（八街市）はこのタイミングで「中間評価」を行い、評価結果を後半の計画へ反映することとされております。この中間評価を令和８年度中に行いますので、次回の運営協議会にて委員の皆様に中間評価（案）をご覧頂き、ご意見を頂きたいと考えておりますので、ご承知置きください。

司会（髙山）

本日の次第は以上となりますが、委員の皆様から、何かご質問や確認等はございますか。

ないようですので、以上をもちまして、八街市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

次回は来年１月を予定しております。開催前に改めて通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。　本日はお疲れ様でした。

（午後２時１５分閉会）

令和８年８月２０日

八街市国民健康保険運営協議会

会　長　　石毛　勝